

東亜大学租税法研究フォーラム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、東亜大学租税法研究フォーラムと称する（以下、本フォーラムという。）。

(目的)

第2条 本フォーラムは、東亜大学大学院総合学術研究科（法学専攻）において修士の学位を得た者（以下、卒業生という。）等の民間税務実務家に対し、租税法上の実務的課題について理論的観点から研究する機会を提供することによって、税務実務の質の向上を図り、もってわが国の租税制度が市民にとってより公正に運用されることを目的とする。

(事業)

第3条 本フォーラムは、第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

(1) 会員総会等において、時機に適した重要な租税法上の実務的課題、税制改正等について、会員又は外部講師による講演又は理論的観点からの研究報告とそれに対する討議等の事業

(2) 地域会員等の企画により、租税法上の実務的課題、税制改正等に関する特定のテーマについて、会員又は外部の学識経験者に講師を依頼するなどにより、情報提供又は研修を目的とする地域シンポジウム、セミナー開催等の事業

(3) 税制改正等に際し、委員会等を組織して、市民や民間税務実務家の観点から情報を収集し、会員及び民間の意見を取り纏めて立法提案等を行う事業

(4) 全会員又は特定の地域若しくは修了年次毎の会員を対象とする会員相互の親睦交流を図るための事業

(5) その他、本フォーラムの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本フォーラムは、以下の会員から構成される。

1. 会員として登録した卒業生は正会員となる。
2. 卒業生以外の者で、本フォーラムの趣旨に賛同し、別に定める手続によって理事会の承認を得た者は正会員となる。2. の正会員は、1. の正会員と全く同等の地位を有する。
3. 卒業生が経営する法人は、法人会員として登録することができる。登録された法人に従事する者は、会費納入の義務は無く、正会員と同等の地位を有する。
4. 大学院法学専攻の在學生は学生会員となる。学生会員は、会費納入の義務はない。会員総会における議決権等を有しない。ただし、フォーラム主催の講演会等を傍聴することがで

き、事務局の委嘱により、講演会の設営・運営等の補佐を期待されている。

5. 東亜大学大学院法学専攻の教授ほか指導教官、または教授ほか指導教官であった者は、特別会員となる。特別会員は会費納入の義務はない。特別会員は、本フォーラムの研究事業を指導し、事業の企画・実施に対する助言及び講演・セミナーへの出講等が期待されている。

(会費)

第5条 第4条1. 及び2. の正会員は、毎年定められた期日までに指定された金融機関に会費を納入しなければならない。

会費の額は、理事会の議を経て、別に定める。

(退会等)

第6条 正会員又は特別会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより何時でも退会することができる。ただし、すでに納入した会費等については返還しない。

正会員又は特別会員は、会費の未納、その他別に定める理由により、理事会が強制退会を決定し、会員総会がこれを承認したときは、会員資格を失う。

第3章 機関

(会員総会)

第7条 本フォーラムは、年1回定時会員総会を開催する。必要に応じて臨時会員総会を開催する。

2 会員総会は、次の事項について審議し決議するほか、会員総会において第3条(事業)に定める事業を実施する。

- (1) 理事、監事及び顧問の選任又は解任
- (2) 当年度事業計画及び収支予算並びに過事業報告書及び収支決算の承認
- (3) 正会員又は特別会員の強制退会の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 本フォーラムの解散等、本フォーラム活動の終結に関わる件

3 会員総会の議長は、総会出席理事から選任する。

4 総会の決議は、出席した正会員の2分の1以上の多数によって行う。ただし、(4)及び(5)の決議は、メール等の電磁的方法により賛否の意思表示のあった正会員の2分の1以上の賛成を得て行う。

(理事、監事及び顧問)

第8条 本フォーラムに、業務執行を担当する15人以上35人以内の理事、理事の業務執行状況及び本フォーラムの資産状況を監査する2人の監事、及び1人の名誉顧問と大学院法学専攻主任を含む特別会員2人の顧問を置く。名誉顧問及び顧問は、大学院法学専攻が選

任する。

2 理事及び監事は、正会員の中から、修了年次及び居住地域を考慮して、会員総会において正会員が選任する。

3 理事及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 理事長及び5名の副理事長を、理事の互選によって選出する。理事長は、本フォーラムを代表し、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長を代理する。

(理事会)

第9条 執行機関として、理事をもって構成する理事会を置く。

2 名誉顧問及び顧問並びに監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

3 理事会は、次の事項を審議し議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 第3条に定める事業の企画及び実施に関する事項

(3) 委員会等の設置

(4) 支部の設置

(5) 事務局の業務執行に対する指示監督

(6) 会費の決定、会員の入会の承認又は強制退会に関する事項

(7) その他本フォーラムの運営に関する必要な事項

4 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

5 理事会は、理事の出席が理事総数の3分の1以下と予想される場合等、理事長が止むを得ない事情があると認めるときは、メール等の電磁的方法で審議し、議決することができる。

6 理事会の決議は、出席した理事の2分の1以上の多数をもって行う。

(委員会)

第10条 理事会は、業務内容を特定したうえで、委員を委嘱して委員会を設置し、一定の業務を執行し、又は第3条に定める事業を実施することができる。委員会の決議は、出席した委員の2分の1以上の多数をもって行う。

(事務局)

第11条 東亜大学本部施設内に本フォーラム事務局を置く。

2 事務局は、理事会及び大学院法学専攻主任である顧問の指示監督のもとに、本フォーラムの運営に関わる次の実際的な業務を執行する。

(1) 会員の入会業務、会員に対する情報提供等、会員関係業務

(2) 会員総会等の企画及び実施業務

(3) 本フォーラムのHPの管理

(4) 会費受入れ、費用支出等の本フォーラム資産管理

(5) その他理事及び顧問が指示する運営上必要な業務

3 事務局員の給与及び事務局の業務に必要な費用は、本フォーラムの会費収入から支出する。

(支部)

第12条 会員は、理事会と予め協議しその承認を得て、一定の地域毎の地域支部又は修了年次による支部を設置することができる。

2 支部の会員は、支部長を選任する。必要なときは支部役員を置くことができる。

3 支部は、当該支部に適した第3条(2)(4)等に定める事業を行う。

第4章 財政

第13条 本フォーラムは卒業生を会員とする団体であるため、その事業活動は、東亜大学大学院の教育研究と直接関りがなく、原則として大学から財政的な支援を期待できない。

2 収入源は、①会員からの会費収入を主とする。そのほか、②主催するシンポジウム等の参加費 ③資料代収入、④寄付金収入等、である。

3 支出は、第3条に定める事業の実施、事務局費用、が主たる項目である。

4 資産は、法学専攻主任である顧問の監督のもとに、会費収入、経費出納等の日常的な管理を事務局が行う。監事は資産状況を毎年監査する。

第5章 事業年度

(事業年度)

第14条 本フォーラムの事業年度は、毎年4月1日から3月末日までの1期とする。

(最初の事業年度)

第15条 本フォーラムの最初の事業年度は、本フォーラム成立の日から平成31年3月31日までとする。